

介護保険制度の見直しに係る意見書

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（プログラム法案）」を国会に提出した。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業への移行や、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなどを盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出し、平成27年度の実施をめざすとしている。

しかしながら、現在見直しが検討されている介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みの中で、地域主体の仕組みへと移行しつつある。

とりわけ、要支援者については、介護予防給付から切り離し地域支援事業に移行することで実施主体が市町村となり、サービス基盤が脆弱な市町村においては介護サービスの低下を招く危険性が懸念される。

よって、国におかれては、下記の項目について、介護保険法改正案の見直しを強く要望する。

記

1. 要支援者を介護予防給付から地域支援事業に移行することにより、介護サービスが不均一となり、社会保障制度として公平性が維持できなくなるため、従来どおりの介護予防給付を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月27日

岐阜県恵那市議会議長 柘 植 羌

衆議院議長 伊吹文明 殿、参議院議長 山崎正昭 殿、

内閣総理大臣 安倍晋三 殿、総務大臣 新藤義孝 殿、

厚生労働大臣 田村憲久 殿 各宛